



2019年3月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ イ ト レ ッ ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 稲 瀬 敬 一
(コード番号：3969 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 C F O 佐 藤 淳
TEL. 03-3486-6312
(URL <https://www.atled.jp/>)

執行役員制度の導入に関するお知らせ

当社は、2019年3月28日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 執行役員制度導入の目的

- ① 従業員の最高位として執行役員を任命し、業務執行の権限を委譲し、その責任を明確化することで、業務執行の迅速性と適切性を向上させる。
- ② 業務執行に優れた人材を執行役員に登用することで、経営人材の育成を図り、企業の持続的成長と企業価値の向上を実現する。

2. 執行役員制度の概要

- (1) 執行役員の選任、解任および担当業務等については、取締役会にて決定する。
- (2) 執行役員の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、再任を妨げない。
- (3) 執行役員と会社との関係は、雇用契約型とする。
- (4) 取締役は、執行役員を兼務することができるものとする。

3. 執行役員制度の導入時期

2019年4月1日

以上